

日 時：令和5年1月25日（水） 午後1時30分～午後2時00分

会 場：市役所本庁舎9階 第1会議室

出席者：

(1) 委員

中村順哉委員（委員長）、山口定之委員（副委員長）、西尾孝司委員、藤平崇志委員、永井葉子委員、内山弘子委員、吉田綾子委員、島田晴美委員、三井陽子委員、乾麻由美委員、上野和子委員

(2) 市職員

健康福祉局長、健康・高齢部長、福祉サービス部長、介護保険課長補佐、高齢者福祉課長補佐、地域包括ケア推進課長、その他関係各課職員

(3) 事務局

指導監査課職員（10名）

欠席者：文川和雄委員、塩原貴子委員

公開区分：公開

傍聴者：1名

決定事項：

- | | |
|--|------------------|
| (1) 地域密着型サービス事業者の指定について
小規模多機能型居宅介護 | …決定事項あり（委員会にて確認） |
| (2) 地域密着型サービス事業者の指定について
地域密着型通所介護 | …決定事項あり（委員会にて確認） |
| (3) 地域密着型サービス事業者の指定について
地域密着型通所介護 | …決定事項あり（委員会にて確認） |
| (4) 地域密着型サービス事業者の指定に係る報告 | …決定事項なし（委員会にて報告） |

特記事項：なし

問合せ先：健康福祉局福祉サービス部指導監査課 電話 047-404-2712

○事務局（指導監査課）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、令和4年度第3回船橋市地域密着型サービス運営委員会及び船橋市地域包括支援センター運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、入室の際の手指消毒及び体調の確認にご協力いただきまして、ありがとうございます。

現在も新型コロナウイルス感染症の影響が続くところではありますが、会議室の常時換気及び消毒等の感染対策を実施しながら開催いたしますのでご協力よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、令和4年度第1回の対面形式による会議の開催以降、委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、その場で一言お願いいたします。

学識経験者として委員をお願いしておりました、藤野達也委員に代わりまして、西尾孝司委員でございます。

○西尾委員

藤野に代わりまして、委員になります西尾です。淑徳大学から来ております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（指導監査課）

次に、本日の欠席者でございますが、文川委員、塩原委員の2名より欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、配付資料の確認をいたします。

本日、お手元に配付しておりますので、ご一緒に確認をお願いいたします。

最初に、「席次表」、「委員名簿」、地域密着型サービス運営委員会の「青色のインデックス 資料1」の5ページに、「委員会当日配付予定」となっておりました「小規模多機能居宅介護ソレイユ三山の事業所の写真」でございます。

次に、地域密着型サービス運営委員会の「青色のインデックス 資料3」について、訂正がございまして、資料3のうち2ページ目「地域密着型サービス 事業所概要 地域密着型通所介護 りはステーションきたなら」を訂正したものを配付しております。訂正箇所は後ほどご説明させていただきます。

以上の4つの資料を、事前に送付した資料の他に本日お配りしておりますが、不足のある方はいらっしゃいませんか。

事前に送付できなかった資料、訂正となった資料があり、大変申し訳ございませんでした。

では、本日の会議について、全体の流れを説明いたします。

先に開催する地域密着型サービス運営委員会では青色のインデックスの資料を使用し、その後の地域包括支援センター運営協議会では赤色のインデックスの資料を使用します。地域密着型サービス運営委員会は指導監査課、地域包括支援センター運営協議会は地域包括ケア推進課が説明いたしますので、会議ごとにご審議をお願いいたします。

ご発言される際には、お手元にありますマイクのスイッチを押していただきますと、赤いランプが付きマイクがオンになります。ご発言が終わりましたら、再度スイッチを押してマイクをオフにしてくださいようお願いします。

また、お手数でございますが、発言の都度、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

両会議は、船橋市情報公開条例により公開することとなっており、傍聴希望者がいる場合は会議ごとに受付し、入室の承諾を得るものとさせていただきます。また、会議録等につきましても公開することとなっております。

なお、本日の傍聴者は1名です。委員長、入室していただいでよろしいでしょうか。

○委員長

それでは、傍聴者の方、入室してください。

○事務局（指導監査課）

これ以降の議事につきましては、船橋市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第4条に基づき、委員長が議長となり、議事を整理することとなっております。委員長、よろしくお願いたします。

○委員長

これより、令和4年度第3回船橋市地域密着型サービス運営委員会を開会いたします。それでは、議題にそって審議を進めていきたいと思っております。

資料1ですが、「地域密着型サービス事業者の指定」について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（指導監査課）

それでは、資料1「地域密着型サービス事業者の指定」について説明させていただきます。お手元の資料、青色のインデックス1番をご覧ください。

本件は、小規模多機能型居宅介護の指定になります。

事業所の名称は、「小規模多機能居宅介護ソレイユ三山」、運営法人は、「株式会社 EMIKA」でございます。こちらの法人は、すでに市内で小規模多機能型居宅介護事業所を1ヵ所運営しております。

資料2ページをご覧ください。

事業所の登録定員は29名、通いサービスの利用定員は18名、宿泊サービスの利用定員は9名でございます。

事業所所在地は、船橋市三山5-42-25で、木造1階建ての平屋となります。圏域は東部地区となります。京成大久保駅から2.4kmほどの距離です。

非常災害設備については、消火器、誘導灯、火災通報装置、自動火災報知設備、非常警報設備、スプリンクラーを予定しております。

従事者については、お手元の資料では予定としておりましたが、現時点で、管理者1名、介護支援専門員1名、介護従業者12名、常勤換算数6.1、介護従業者のうち看護職員1名であることが確認できております。

利用料金は、宿泊費が1泊3,000円、食費が1日あたり1,680円となっております。

運営にあたっては、協力医療機関として「志村医院」、協力歯科医療機関として「寒竹ファミリー歯科」と、それぞれ契約しております。

事業所の平面図は、3ページをご確認ください。

宿泊室に関しましては、平面図では「静養室」となっている個室が7室、平面図では「小上がり」となっている和室が1室ございます。

なお、平面図において、居宅と訪看と記載のある居室についてですが、こちらは他の介護保険サービス事業用として活用予定の部屋ではありますが、現段階で小規模多機能型居宅介護以外の介護保険サービスの指定については未定とのことで、空き部屋となっております。

次に、現地の写真ですが、本日追加で配付しました資料のうち「小規模多機能居宅介護ソレイユ三山 R5.1.16」とあるカラー印刷のものをご確認ください。1月16日に事務局にて現地確認をした際の写真でございます。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

資料6ページ以降の「指定に係る基準適否一覧」に列記した代表的な審査事項のほか、すべての項目について指定基準に適合することを確認いたしました。資料6ページの人員基準に関する事項は、資料送付の時点では「確認中」でしたが、現時点では指定基準に適合することを確認済みです。

なお、本事業所を指定後、市内の小規模多機能型居宅介護事業所は11となります。

1件目については以上でございます。委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、資料1の新規指定につきまして、皆様の質問、ご意見がございましたらお願いします。

皆様よろしいでしょうか。それでは本委員会として、本件「地域密着型サービス事業者の指定」について、これを確認するものといたします。

続きまして、資料2「地域密着型サービス事業者の指定」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（指導監査課）

それでは、資料2について説明させていただきます。

青のインデックスの2番をご覧くださいませでしょうか。

本日、地域密着型通所介護事業所の指定について、2件ございますが、そのうちの1件目でございます。

事業所の名称は「おとなの学校船橋前原東校」でございます。運営を行いますのは、熊本県熊

本市に本拠を有します「社会福祉法人照敬会」でございます。同法人はすでに船橋市内で地域密着型通所介護事業所を1カ所運営しております。

そのほか、同法人は、熊本県熊本市において特別養護老人ホームや住宅型有料老人ホーム、ケアハウス、地域密着型通所介護などを運営しています。

資料2ページ目をご覧ください。

事業所は1単位で運営を行い、利用定員は10名でございます。

事業所所在地は、前原東3-9-9で、圏域は東部地区となります。総武線津田沼駅から900mほどの距離です。サービス提供時間は、9時30分～15時45分となっております。

続きまして、資料3ページをご覧ください。事業所の平面図でございます。図の右上部分が機能訓練室です。面積は31㎡ほどです。

次に4～5ページをご覧ください。12月20日に事務局にて現地確認をした際に撮影しました写真でございます。

外観の写真には、事業所の看板等が写っておりませんが、1月28日に設置する旨聞き取っております。

ご確認のほどよろしくお願いいたします。

また、資料6ページ以降の「指定に係る基準適否一覧」に列記した代表的な審査事項のほか、すべての項目について指定基準に適合することを確認いたしました。

2件目については以上でございます。委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、資料2 新規指定について皆様の質問、ご意見がございましたらお願いします。

皆様よろしいでしょうか。それでは本委員会として本件「地域密着型サービス事業者の指定」について、これを確認するものといたします。

次に、資料3「地域密着型サービス事業者の指定」ですが、この議題は、島田委員の直接の利害関係のある内容になっています。

公平に審議するため、島田議員には退室をお願いいたしまして、この議題を扱いたいと考えますが、ご異議ありませんか。よろしいでしょうか。

ご異議なしと認めますので、島田委員は退室をお願いします。

事務局で島田委員を誘導しますので、退室するまでお待ちください。

それでは、資料3について、事務局から説明してください。

○事務局（指導監査課）

それでは、資料3についてご説明させていただきます。

青のインデックスの3番をご覧くださいませでしょうか。

地域密着型通所介護事業所の指定について、2件目でございます。

事業所の名称は「りはステーションきたなら」でございます。運営を行いますのは、船橋市二和に本拠を有します「株式会社華輪」でございます。同法人はすでに船橋市内で地域密着型通所介護事業所を2カ所運営しております。

資料2ページ目をご覧ください。

資料の一部について、訂正がございますので、本日改めてお配りしております。恐れ入りますが、差し替えをお願いいたします。

訂正箇所は、表6行目右側、圏域の欄です。中部が正しいところ、北部となっております。改めてお詫びして訂正いたします。大変申し訳ありませんでした。

では、説明を続けさせていただきます。

事業所は2単位で運営を行い、利用定員は1単位目、2単位目共に10名でございます。

事業所所在地は、高根台4-22-4で、圏域は中部地区となります。新京成線高根木戸駅から700mほどの距離です。サービス提供時間は、1単位目が8時45分～12時、2単位

目が13時30分～16時45分となっております。

次に、資料3ページをご覧ください。事業所の平面図でございます。図の中央部分が機能訓練室です。面積は59㎡ほどです。

次に4～5ページをご覧ください。12月20日に事務局にて現地確認をした際に撮影しました写真でございます。

外観の写真には、事業所の看板等が写っておりませんが、1月20日に設置した旨確認しております。

ご確認のほどよろしくお願いたします。

資料6ページ以降の「指定に係る基準適否一覧」に列記した代表的な審査事項のほか、すべての項目について指定基準に適合することを確認しております。

3件目については以上でございます。委員長、よろしくお願いたします。

○委員長

それでは、資料3 新規指定について皆様の質問、ご意見がございましたらお願いたします。

皆様よろしいでしょうか。それでは本委員会として本件「地域密着型サービス事業者の指定」について、これを確認するものとしたします。

島田委員は入室をお願いたします。

続きまして、資料4「地域密着型サービス事業者の指定に係る報告」について、事務局から報告をお願いたします。

○事務局（指導監査課）

それでは、資料4「地域密着型サービス事業所の指定に係る報告」についてご報告させていただきます。

お手元の資料、青いインデックスの4の1ページをご覧ください。

まず、地域密着型サービス事業所の指定及び指定更新についてのご報告でございます。

2ページをご覧ください。

1 地域密着型サービス事業所 指定一覧、「①市内事業所」の「船橋グリーンてらすデイサービスセンター」についてご説明致します。

こちらの事業所につきましては、既に指定を受けて船橋市内で地域密着型サービスを提供している事業所でありましたが、運営法人の変更があったため、令和4年9月1日付で改めて新規指定をいたしました。

続いて、「ほっとミルク東船橋」についてご説明いたします。

こちらの事業所につきましては、既に指定を受けて船橋市内で地域密着型サービスを提供している事業所でありましたが、運営法人の変更があったため、令和5年1月1日付で改めて新規指定をいたしました。

なお、事業所のサービス提供体制等には特に変更がなく、利用者へのサービス提供には支障がないことを確認の上で指定しております。

続いて、2 地域密着型サービス事業所指定更新一覧についてご説明致します。

事業所の指定は、介護保険法第七十条の二により、6年ごとに更新が必要となっております。そのため、記載のある市内14事業所、市外2事業所について、指定の更新を行いました。

続いて、3 地域密着型サービス事業所 サテライト移行事業所一覧についてご説明いたします。当該事業所は平成22年10月1日に指定を受け、サービス提供を行ってまいりましたが、令和4年10月1日付で「グループホームみかんの樹こわな」のサテライト事業所に変更したものでございます。利用者へのサービス提供には支障がないことを確認の上で変更しております。

なお、認知症対応型共同生活介護のサテライト事業所への変更は、令和3年4月の制度改正で認知症対応型共同生活介護のサテライト事業所が創設されて以来、当市では初めてのケース

となります。

次に、昨年8月に書面で開催しました前回第2回の委員会で議題とした「グループホームつどい「新船橋」」の追加資料（現地写真）についてです。お手元の資料、青いインデックスの4の4ページから9ページをご覧ください。

こちらの事業所は昨年10月1日に新規指定をしておりますが、前回の委員会で議題にしたときには建築途中だったため、資料に現地の写真が含まれておりませんでした。建物の完成を確認して指定するというので、ご確認をいただいた件でございます。資料の平面図と写真のとおり現地を確認し、運営に支障なしと判断し、指定となりましたので、ここでご報告させていただきます。

報告については以上でございます。委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長

それでは本件について皆様の質問、ご意見がございましたらお願いします。

皆様よろしいでしょうか。それでは本委員会として、本件「地域密着型サービス事業所の指定に係る報告」を受けたものといたします。

それでは、事務局から連絡事項等がありましたら、お願いいたします。

○事務局（指導監査課）

次回の開催につきましては、5月頃の開催を予定しております。日程の詳細等が決まり次第、皆さまにご連絡をさせていただきます。

事務局からの連絡事項は以上です。委員長よろしくお願いいたします。

○委員長

その他、何かございますでしょうか。

○山口委員

議題に含めることではないかと思いますが、気づいたことがありますして、事業所の指定や更新の資料を確認しているところですが、年度の途中では廃止や休止もあろうかと思えます。

そういったところの情報もまとめられたら、毎回の報告ではなくても、年度単位といったところでもいいかと思えます。廃業や休止届についても情報があると、なおありがたいのかなと思えます。

○委員長

事務局からはいかがでしょうか。

○事務局（指導監査課）

今回の会議からご用意できますので、廃止休止等も今説明のありました4のところでご報告いたします。

○委員長

よろしいでしょうか。

○山口委員

ありがとうございます。

○委員長

その他、何かある方はいらっしゃいますでしょうか。

ないようなので、以上をもちまして、地域密着型サービス運営委員会を終了します。
それでは、傍聴者の方のご退出をお願いします。